

小型電子機器等リサイクル制度について

1. 制度の内容

(1) 「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について（第一次答申）」における記述

基本的考え方

誰かに義務をかけるのではなく、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度を目指すべきであり、出来るところ（品目・鉱種・地域）からリサイクルの取組を開始し、回収率を増やしながら徐々に品目・鉱種・地域を拡大させることが望ましい。

静脈物流や中間処理において規模の経済を働かせ効率的に実施するためには使用済小型電気電子機器の回収率の確保が重要となる。採算性を確保するためには、回収率は最低でも20%～30%を目指すべきである。

制度の内容

1) 使用済小型電気電子機器の回収

市町村は、制度への参画の可否を判断し、参画する場合は使用済小型電気電子機器の収集計画を策定するものとする。回収方法は、地域特性に合った方法を選択する。

協力小売店は、市町村の依頼を受けてボックスを設置したり、認定事業者から委託を受けることにより廃棄物処理法の特例を受けて回収を行うことが可能となる。

2) リサイクルの実施

市町村から継続して使用済小型電気電子機器を引き取り、確実に適正なリサイクルを行う法人に限って、国が認定事業者として認定し、広域回収が可能となるよう廃棄物処理法の特例を受けられることとする。

認定事業者とは、使用済小型電気電子機器の引き取りを市町村と契約し、適正なリサイクルと資源確保のためのレアメタルリサイクルを促進する法人（基本的には株式会社を想定）を国が認定したものである。ここでいう「適正なリサイクル」とは、認定事業者が行う処理のレベルとして最低限求められるものであり、また、ここでいう「レアメタルリサイクルの促進」とは、経済的に回収できる技術が未確立のレアメタルについて可能であれば回収を目指しつつ当

面は回収技術開発の促進を行うことを指す。

認定事業者としてリサイクルを実施しようとする者は、業務区域を定め、国に申請を行い、国は、当該者が自ら又は委託して一定レベル以上の適正なリサイクルを実施できること、広域的・効率的なリサイクルの実施が可能であること、財務体質の健全性を有すること等を確認し、要件を満たす場合には認定することとする。認定事業者は、一定数以上の都道府県域を超えた広範囲で活動することを想定しており、業務区域内の自治体と、補完的に回収に協力する小売店から使用済小型電気電子機器を引き取り、静脈物流、中間処理を自ら又は委託して実施する。

認定事業者で十分な利益を確保できた場合に、市町村の回収に要する費用への補填等の措置を検討する必要がある。

3) 引渡し

市町村又は小売店と認定事業者は回収した使用済小型電気電子機器の引渡しについて契約することになるが、場所、費用、頻度等の引渡し条件については、個々の契約において決定されることになる。なお、回収した使用済小型電気電子機器の一部又は全部を輸出業者等へ売却することは、環境保全上の観点から国際循環は補完的な位置づけとすべきという考え方からすれば望ましくなく、こういった売却の防止を制度的に担保する必要がある。また、有価物としてリサイクルを行うことが可能であることを逆手にとって、廃棄物処理法の枠外で不適正なリサイクルを実施するような事業者に引き渡されることのないよう、原則として認定事業者等の適正な事業者に引き渡すべき方向性を国が示していく必要がある。

市町村は回収を行った場合に確実な引き渡し先が必要なことから、認定事業者は、あらかじめ提示した条件を満たす場合において、市町村から引き取りを求められたときは必ず引き取りを行うものとする。条件としては、例えば、回収物の状態や地理的条件次第では逆有償での引き取りも含まれるものとする。比較的低品位の品目を対象とする場合には、何らかの費用負担が必要となり得ることに留意する必要がある。

円滑な制度導入のために、自治体又は小売店と認定事業者の契約については、その内容、方法等について何らかの雛形を国が提示することが必要となる。

4) 制度の対象品目

制度の対象品目としては、資源確保、有害物質管理、廃棄物減量化を含む、循環型社会形成の推進という制度の目的を踏まえると、できる限り多くの品目を対象としてリサイクルする方が望ましいことから、一般家庭で通常使用され

るような電気電子機器のうち、すでに義務的なリサイクル法制度が存在する家電リサイクル法対象品目以外の品目について幅広く対象とすべきである。

また、制度の対象品目のうち、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルするべき高品位のものを特定し、制度のルートにできるだけ乗せることも重要な。そこで、このような品目を「特定対象品目」として提示することで、市町村による分別を促し、市町村と認定事業者の契約時の参考情報とすることが可能となる。

なお、すでに資源有効利用促進法に基づくリサイクルルートの存在するパソコン等と、自主的なリサイクルルートの存在する携帯電話については、個人情報保護等の観点から、既存のリサイクルルートでの回収を基本とするが、現状においても自治体による回収も可能であり、制度に基づいた自治体による回収でも一定の回収量が見込める。したがって、法制度の存在しない携帯電話については本制度の対象品目とするとともに、法制度の存在するパソコン等についても制度の対象品目とするかどうかを検討する必要がある。なお、個人情報保護等の対策とともに、既存リサイクルルートと本制度の関係について、本制度の開始までの間に検討することが必要である。特に、本制度における個人情報保護対策としては、自治体及び小売店での回収における盗難防止対策を中心に検討を進める必要がある。

特定対象品目以外の対象品目についても、できる限り埋立処分を避け、リサイクルを推進することが望ましいと考えられるため、市町村で鉄やアルミニウムを中心とした金属回収を行うか、あるいは契約に基づき認定事業者に引き渡すことも考えられる。

本制度の目的をより一層実現するためには、産業廃棄物として対象品目が排出された場合についても認定事業者による処理を可能とすることが望ましいが、産業廃棄物については、これまでの累次の廃棄物処理法改正により排出事業者責任を強化してきたところであり、認定事業者が処理を行うにあたっても、排出事業者が引き続き責任を負うこととする必要がある。そこで、産業廃棄物である対象品目の処理が認定事業者に委託される場合であっても、排出事業者及び認定事業者は、マニフェストの交付などの廃棄物処理法のルールに則って行うこととすべきである。

(2) 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）」のポイント

(目的)

第一条 この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有

用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を除く。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

- 一 当該電気機械器具が廃棄物となった場合において、その効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの
- 二 当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの
- 2 この法律において「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。
- 3 この法律において「再資源化」とは、使用済小型電子機器等の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることをいう。

(基本方針)

第三条 主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向
 - 二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標
 - 三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項
 - 四 環境の保全に資するものとしての使用済小型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する重要事項
 - 六 個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項

(国の責務)

第四条 国は、使用済小型電子機器等を分別して収集し、その再資源化を促進するためには必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 国は、使用済小型電子機器等に関する情報の収集、整理及び活用、使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、使用済小型電子機器等の収集及び運搬並びに再資源化に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 市町村は、その区域内における使用済小型電子機器等を分別して収集するためには必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。
- 3 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(消費者の責務)

第六条 消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、第十条第三項の認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。

(小売業者の責務)

第八条 小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するためには協力するよう努めなければならない。

らない。

(製造業者の責務)

第九条 小型電子機器等の製造を業として行う者は、小型電子機器等の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより使用済小型電子機器等の再資源化に要する費用を低減するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化により得られた物を利用するよう努めなければならない。

(再資源化事業計画の認定)

第十条 使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分の事業を行おうとする者（当該収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託して当該再資源化事業を行おうとする者を含む。）は、主務省令で定めるところにより、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画（再資源化事業計画）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

四 使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域

五 再資源化事業の内容

六 使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

3 主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項第四号に掲げる区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。

三 申請者及び前項第六号に規定する者の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

(再資源化事業計画の変更等)

第十二条

4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定を取り消すことができる。

- 一 認定事業者が、認定計画に従って再資源化事業を実施していないとき。
- 二 認定事業者が、認定計画に記載された前条第二項第六号に規定する者以外の者に対して、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を委託したとき。

(使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務)

第十二条 認定事業者は、第十条第二項第四号に掲げる区域内の市町村から、当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

(認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第十三条 認定事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

- 3 認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行うことができる。
- 4 認定事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。
- 5 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。
- 6 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一

般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

2. 制度施行後のイメージ

※これまでの中環審での審議や法律を踏まえたものであり、具体的には今後決定される政省令・ガイドラインにおいて確定されるものである。

① 使用済小型電子機器等の回収

使用済小型電子機器等の回収は主に市町村が実施し、認定事業者から委託を受けた小売店も回収することになる。第一次答申にあるように、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルるべき高品位のものを特定対象品目として国が提示することを予定している。市町村・消費者が認定事業者に処理費を渡さなくても済む範囲で、できるだけ多くの品目をリサイクルすることが制度上望ましいことから、標準的なケースにおいて無償での引渡しが可能となる品目群（それら全てを認定事業者に引き渡す場合に、認定事業者における経費（静脈物流費、中間処理費、システム管理費等）と有用資源売却益がトータルで釣り合う範囲）を試算した結果を踏まえて、特定対象品目を指定することとしている。市町村は、特定対象品目を回収して無償で認定事業者に引き渡すことも想定されるが、市町村で回収する品目を自由に選択できることから、より多くの品目を回収し逆有償で認定事業者に引き渡すことや、特に資源性の高い品目だけを回収して認定事業者に有償で引渡す場合も存在しうる。逆有償で認定事業者に引き渡す場合において、市町村の判断により、住民から料金を徴収する形で収集する場合（現行の粗大ゴミ方式）もあり得る。なお、国は、市町村による回収が促進されるよう、制度立ち上げ時等に必要な支援を行う。

② 認定事業者への引渡し

市町村が回収した使用済小型電子機器等は認定事業者その他再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すが、引渡場所、頻度、費用等については、両者の契約に基づくことになる。認定事業者が複数存在する場合は、市町村における入札等により引渡し先を決定することが想定される。認定事業者の存在しない空白地帯が発生する可能性もあるが、なるべく多くの品目をリサイクルするという制度の趣旨を踏まえると望ましくはないため、出来る限り広い地域をカバーする認定事業者が存在するような認定要件とする必要がある。

なお、市町村が保管場所を設置（ただし既存施設を活用することを想定）・管理し、認定事業者がそこまで引取りに行くことを前提とした費用計算に基づいて特定対象品目の選定を行っている。

認定事業者は、基本的に活動範囲内の市町村が使用済小型電子機器等の分別収集を行い、引き渡しを求めた場合はそれを引取る義務があるが、正当な理由がある場合はその限りではない。例えば、資源性の低い品目の無償引取りを求められた場合や、離島等過疎地でも都市部と同等の条件での引取りを求められた場合も正当な理由に含まれると想定される。逆に、引取りを拒否するために恣意的に市町村が不利になるように引き取り条件を設定する場合は、国による指導等が行われることになる。

③ 認定事業者によるリサイクル

回収した使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分については、認定事業者及びその委託先は廃棄物処理業許可なく行うことは出来るが、廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物処理法上の基準は遵守する必要があるほか、地方自治体の指導監督の対象となる。

認定事業者が実施するリサイクルの方法は再資源化事業計画に記載され、適切なリサイクルを実施可能であることが認定要件になることから制度的には認定事業者に引き渡せば適切なリサイクルが担保される。

認定事業者に引き渡してどのようなリサイクルがなされたかについては国の報告徴収等を通じて公表されていくことになる。

3. 制度の検討状況

第10回小委員会（平成24年1月30日）の資料にあるとおり、制度の詳細については政省令等で定めることになるため、以下の4つの項目について専門的な検討を進めている。各項目についての検討結果を踏まえ、小委員会で議論した上で、政省令等を作成することとする。各項目ごとの検討状況については、資料2別紙2のとおり。

- ①基本方針
- ②対象品目
- ③認定基準
- ④ガイドライン

(参考)

主な政令事項：対象品目

主な省令事項：認定基準（再資源化基準、広域についての基準、認定事業者の能力及び施設の基準）、引取を断る正当な理由

4. スケジュール（案）

	国	市町村	認定事業者
H24年9月	地方説明会	地方説明会	
10月	審議会 実証事業（H24年度分） 公募開始 認定事業者相談開始	実証事業申請 分別収集準備本格化	認定要件案を踏まえて準備開始
11月	実証事業支援開始 政令概要パブコメ開始	実証事業開始	
12月	審議会 省令概要パブコメ開始 基本方針パブコメ開始 政令公布		
H25年1月	省令公布 基本方針公表 ガイドライン発表 地方説明会（マッチング）	実証事業開始 認定事業者候補者との調整開始	市町村との調整開始
2月	地方説明会（マッチング）		
3月	実証事業（H25年度分） 公募開始	実証事業申請	実証事業申請
4月以降	法施行 認定申請受付開始（以後隨時受付） 実証事業支援開始 認定	実証事業開始 分別収集開始（適宜） 認定事業者と順次契約	実証事業開始 認定申請（隨時） 認定 市町村と順次契約

5. 本日の審議事項（案）

現状は、法律により大枠が固まっている状態である。詳細については第一次答申で記述されているが、確定していない要素も多い。今後、制度の詳細を固めるためには、政省令の策定が必要となり、まずは政省令に係る事項を優先的

に審議する必要がある。

市町村が来年度より使用済小型電子機器等の分別収集を開始するためには、当然今年度より準備を開始する必要があり、まずは対象品目の確定と特定対象品目の提示が求められている。さらに、対象品目については、市町村の回収体制構築だけでなく、認定事業者の採算性にも大きく影響することに十分に配慮する必要がある。

また、認定事業者が各地域に存在するか否か、全国的にどのくらい配置されるかも制度の全体像に大きく影響するため、それに直結する認定事業者の認定要件についても早急に検討する必要がある。

このため、本日は、これまでの検討状況を説明した上で、制度の骨格を明確にするためにも政令事項である対象品目と省令事項のうち特に認定事業者の配置に大きく影響する広域の基準について重点的に審議をお願いしたい。これらの事項は市町村の参加状況にも大きく関係する。その他の事項についても、制度の全体像に関するイメージを提示することが関係者の小型電子機器等リサイクル制度への関心を高め、準備を促進させる上で重要であることから、本日提示し、適宜ご意見をいただきたい。

以上